立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで）	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接するこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。
立売堀五丁目（一番から六番まで）	
立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで）	

四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域	
平成二十八年五月十二日から平成二十九年五月十一日まで	福岡市中央区	地行浜一丁目 地行二丁目 地行三丁目 地行四丁目（七番から十八番まで）
	福岡市早良区	百道浜一丁目（一番） 西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで）

樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域）及び同河川区域に架かる橋梁の部分。ただし、新今川橋橋梁部分を除く。側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接するこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目に接する一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。	

五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域	
平成二十八年五月十二日から平成二十九年五月十一日まで	長崎市	本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接するこれらの道路の区間に接する交差点。

○**農林水産省告示第九百二十九号**

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二日付けで福岡市中央卸売市場西部市場及び福岡市中央卸売市場東部市場の廃止に係る業務規程の変更を認可し、当該中央卸売市場の開設の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

開設者　福岡市

変更後の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
福岡市中央卸売市場鮮魚市場	福岡市中央区長浜三丁目十一番三号	生鮮水産物及びその加工品

福岡市中央卸売市場青果市場	福岡市東区みなと香椎三丁目一番一号	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに鳥卵
福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡市東区東浜二丁目八十五番地十四	肉類及びその加工品

変更前の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
福岡市中央卸売市場鮮魚市場	福岡市長浜三丁目三十七番地	魚類及びそれらの加工品
福岡市中央卸売市場青果市場	福岡市大字五十川字折立千六十九番地の一	鳥類、卵、そ菜及び果実並びにそれらの加工品
福岡市中央卸売市場西部市場	福岡市西区大字拾六町	野菜及び果実並びにこれらの加工品
福岡市中央卸売市場東部市場	福岡市東区大字下原	野菜及び果実並びにこれらの加工品
福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡市東区東浜二丁目	肉類及びその加工品

変更年月日　平成二十八年二月十二日

○**農林水産省告示第九百三十号**

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月七日付けでいわき市中央卸売市場の取扱品目の変更を認可し、当該中央卸売市場の開設の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

開設者　いわき市

変更後の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
いわき市中央卸売市場	いわき市鹿島町鹿島一番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品

変更前の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
いわき市中央卸売市場	いわき市鹿島町鹿島一番地	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品 花き

変更年月日　平成二十八年四月一日

○**農林水産省告示第九百三十一号**

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月七日付けで青森市中央卸売市場の取扱品目の変更を認可し、当該中央卸売市場の開設の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月四日

農林水産大臣　森山　**裕**